（農業者等による協議の場の設置等に関する経過措置）

**第十一条**　この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果に係る区域における協議の場については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

２　新基本構想を定め、又は変更し、及び公告した同意市町村は、この法律の施行前に旧農地中間管理事業法第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果（この法律の施行後に前項の規定によりなお従前の例により設けられた協議の場に係る協議の結果を含む。）を新基盤強化法第十八条第一項の規定により公表された協議の結果とみなすことができる。

（遊休農地に関する措置に関する経過措置）

**第十二条**　第五条の規定による改正後の農地法（次項において「新農地法」という。）第三十二条第三項の規定は、施行日以後にされる公示について適用し、施行日前にされた公示及び当該公示に係る農地法第四十一条の規定による通知、裁定の申請その他の行為については、なお従前の例による。

２　新農地法第三十九条第三項の規定は、施行日以後にされる農地法第三十六条第一項の規定による勧告に係る裁定について適用し、施行日前にされた同項の規定による勧告に係る裁定については、なお従前の例による。

（農業協同組合等の農業の経営に関する経過措置）

**第十三条**　この法律の施行の際現に農業協同組合法第十一条の五十第一項の規定により農業協同組合又は農業協同組合連合会が行っている農業の経営は、第六条の規定による改正後の同法第十一条の五十第三項の規定による決議を経た農業の経営とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第十四条**　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

**第十五条**　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

**第十六条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号） | この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの<br>一　第五条第一項、第三項及び第五項から第七項まで、第六条第五項、第八条第一項及び第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項並びに第十条並びに第十一条第一項の規定により読み替えて適用する農地中間管理事業の推進に関する法律第十三条並びに第三十条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務<br>二　第十二条第六項、第七項及び第十一項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項の規定により読み替えて適用する第十二条第十三項及び第十四項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。）<br>三　第十二条第十三項及び第十四項、第十三条の二第四項の規定により読み替えて適用する第十二条第六項並びに第十三条の二第六項及び第十二条第十一項（これらの規定を第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（第十二条第三項第二号の土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる農業経営改善計画に係るものに限る。） |

別表第一農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の項第一号中「、第十九条の二第三項」を削り、同項第二号中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改める。

別表第二農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の項第一号中「第四条第一項第八号」を「第四条第一項第七号」に改め、同項第三号中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（土地改良法の一部改正）

**第十七条**　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の二第六項第一号ハ中「農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「よつて設定」を「よつて設定され」に改め、「使用貸借」の下に「又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借」を加える。

（都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する経過措置）

**第十八条**　土地改良法第九十一条の二第六項第一号に掲げる者が、この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによってこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合における特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の一部改正）

**第十九条**　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第四号中「一に」を「いずれかに」に改め、「同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び」を削る。

第二十二条第一項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「一に」を「いずれかに」に改め、「同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び」を削る。

（農住組合法の一部改正）

**第二十条**　農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第六号」に改める。

（地価税法の一部改正）

**第二十一条**　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号ロ中「第四条第一項第八号又は第五条第一項第七号」を「第四条第一項第七号又は第五条第一項第六号」に改める。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

**第二十二条**　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第五項中「同条第二項第六号」を「同条第二項第五号」に改める。

（地域再生法の一部改正）

**第二十三条**　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第十七条の五十六」を「・第十七条の五十五」に、「第十七条の五十七―第十七条の五十八」に、「第十七条の六十」を「第十七条の六十一―第十七条の六十三」を「第十七条の六十二」に改める。